

# この夏、ふるさと国東市に帰省して自動車免許を取得しましょう

国東自動車学校から市民の皆様へお知らせ

## ■教習料金について

免許種別	現有免許	教習料金
普通車 MT	—	265,510円
	原付	262,700円
	自動二輪	202,420円
普通車 AT	—	250,750円
	原付	247,940円
	自動二輪	187,660円

## ■教習料金のほかにかかる費用

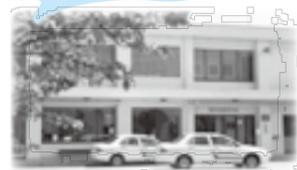
仮免許検定料	9,590円
卒業検定料	9,120円
補習料（必要な場合のみ）	4,920円

\*夜間講習（午後5時30分～）をご利用の場合は、左記の金額に夜間料金23,140円が加算されます。なお、**学生さんは免除**です。  
\*ローン・分割払いも相談に応じます。お気軽にご相談ください。

## ■入校に必要なもの

- ①住民票1通（本人のみのもので本籍地が記載されているもの）
- ②健康保険証または住基カード・パスポート等（ご本人を確認できるもの）
- ③印鑑 ④筆記用具 ⑤写真（免許証用サイズ）を6枚
- ⑥入校時納入金（入学金 36,000円、適性料 3,260円、教本料 3,120円の合計 42,380円）
- ⑦原付免許等をお持ちの方は、免許証をお持ちください。また、原付免許等をお持ちの方は、上記の②はご準備の必要はありません。

無料送迎バスもあります。バスの時間・乗降場所などの詳細は、お問合せください。



【問合せ】〒873-0501 国東市国東町北江4398番地  
大分県公安委員会指定 国東市立国東自動車学校 ☎0978-72-0399

## 家族支援プログラム 受講生募集

参加  
無料

### 認知症のことで困っていませんか？～介護家族への短期育成講座～

高齢化とともに増えてきた認知症。あなたはご家族の認知症の症状に悩んだり、困ったりしていませんか？  
この講座では、専門職や介護経験者等から、認知症についてテーマごとに学びます。認知症について同じように様々な悩みを持つ仲間と話し合い、アドバイスをもらいながら介護について学んでいくことで、回を重ねるごとに参加が楽しみになってきます。ぜひご参加ください。

- ★対象者：認知症の方を介護されている方
- ★募集定員：20名以内
- ★開催場所：アストくにさき
- ★開催時間：午後1時30分～午後3時30分
- ★開講日及び講座テーマ：8月から来年1月までの全6回講座（毎回火曜日）

- 第1回 8月7日：学ぼう、認知症の介護と対応
- 第2回 9月4日：見つめてみよう、あなたの心（認知症の人への対応やどうなればいいのかを語る）
- 第3回 10月2日：公開講座（地域・在宅で認知症の人をどのように支えていくか）  
※講師調整中のため、日時が変更となる可能性があります。
- 第4回 11月6日：上手に使おう、福祉・介護サービス
- 第5回 12月4日：寄り添ってみよう、相手の心
- 第6回 1月8日：講座のまとめと交流  
（認知症の予防、生活障害への対応、地域での支え方など）

参加希望の方は、下記まで申し込みください。



申し込み期間：7月17日（火）～7月27日（金）

※定員を超えた場合は、先着順とさせていただきますので、ご了承ください。

【申込・問合せ】国東市地域包括支援センター ☎0978-72-5184

## 事前登録型「本人通知制度」へぜひ登録を！

### 事前登録型ってどんな制度？

住民票の写しや戸籍謄本などを、本人の代理人や第三者（本人や家族以外の方）に交付した場合に、**事前に登録された方に対して、交付した事実をお知らせする制度**です。

交付した事実を本人にお知らせすることによって、不正請求や不正取得の早期発見につながり、不正防止のアピールになります。

申請方法などは問合先へおたずねください。



登録者のみに  
お知らせが届きます！

### 通知で不正発覚！

昨年12月、佐伯市で、委任状を偽造し他人の住民票の写しや戸籍謄本などを不正に取得したとして、長崎市の探偵業者が逮捕されました。事件が発覚したきっかけは、不正取得された方が本人通知制度に登録していたために、通知が届いたことからでした。

平成23年には、プライム総合法律事務所の司法書士らによる1万件以上におよぶ戸籍謄本等の不正取得事件が発生しています。この経営者は裁判の中で『不正請求の8割から9割は結婚相手と浮気調査依頼』と、証言しています。今後も多くの方に登録していただき、「不正取得を許さない！」という意思を示すことでプライバシーを守っていきましょう！



## 告知型「本人通知制度」を導入しました！

### 告知型ってどんな制度？

すでに導入している事前登録型への登録の有無にかかわらず、不正取得が明らかになった場合に、不正取得された方に交付した内容を通知する制度です。

通知することにより、本人の権利または利益の侵害を防止するとともに、不正取得の抑止を図ることを目的としています。



不正が明るみに出たら  
お知らせが届きます

### 事前登録型と告知型の違いは？ 2つの制度で不正取得を防止しよう！

通知の種類	事前登録型	告知型
登録の有無	登録が必要です。	登録は必要ありません。
通知時期	本人の代理人や第三者に交付した後	判決等で不正取得が明らかになった後
通知内容	1. 交付した証明書の種類と通数 2. 交付年月日 3. 交付請求者の種別（本人の代理人か第三者か）	1. 交付した証明書の種類と通数 2. 交付年月日 3. 戸籍の表示（本籍と筆頭者）または住所 4. 不正取得された本人の氏名 5. 不正取得した人の氏名と住所

※そのほかの内容が知りたい場合は、個人情報の開示請求をしていただきますが、開示できる内容とできない内容があります。

【ホームページ】 <http://www.city.kunisaki.oita.jp/soshiki/shimin-kenko/honnintuuchi.html>

【問合せ】 市民健康課 戸籍住民係 ☎0978-72-5166 国見総合支所 地域市民健康課 ☎0978-82-1112  
武蔵総合支所 地域市民健康課 ☎0978-68-1112 安岐総合支所 地域市民健康課 ☎0978-67-1114